

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	滞納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、滞納事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

滞納に関する事務では、情報システムの保守業務を外部業者に委託している。情報の適切な管理を図るために外部業者と覚書を締結し、法令遵守を徹底させている。

評価実施機関名

丹波市長

公表日

令和8年1月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	滞納に関する事務
	<p>滞納事務とは、地方税法等の法律に従い、地方税等の徵収を行うために納付対象者およびその関連者に対して、以下に記載した事務を指す。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 滞納者の把握事務 納税者が保有する課税情報、滞納情報をはじめ、世帯情報、所得情報、資産情報、生活状況情報等を管理し、滞納整理を実施するための実態を把握する。2. 督促催告事務 納期限までに完納しない納税者およびその関連者に対し、督促状や催告書を発送して納付を促す。3. 納付交渉 納税者およびその関連者に対して文書、電話等により納付の交渉を行う。また、納付交渉を行った結果を経過記録として管理する。4. 実態調査、財産調査事務 滞納者の滞納処分に必要な情報を取得したり、支払能力について把握したりするため、他機関に実態調査を行う。5. 滞納処分事務 督促状や催告書をによる納付催告を行っても納付に応じない場合、財産調査の結果を受けて滞納者に対して差押、参加差押、交付要求等の滞納処分を行う。6. 滞納処分停止事務 実態調査、および財産調査の結果、滞納処分が行えない場合に滞納処分の停止または即時消滅を行う。7. 猶予事務 滞納者からの申請、交渉、実態調査等の結果により納付ができないと判断した場合、納付の猶予を行う。8. 不納欠損事務 滞納整理の結果として、滞納処分の停止後3年経過、即時消滅、或いは時効による不納欠損処理を行い、市長決裁を行う。
②事務の概要	
③システムの名称	滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)滞納管理特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	丹波市 財務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市 ふるさと創造部 総合政策課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市 財務部 税務課

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>[1万人以上10万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、特に人手が介在する局面においては複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[内部監査]	[外部監査]
-------	--	--------------------	--------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	滞納システム	滞納管理システム	事後	システム名称の軽微な修正
平成29年6月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課 課長 大野 剛	税務課 課長 藤本 靖	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
平成29年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成29年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 企画総務部 総務課	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 企画総務部 総合政策課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和1年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	新様式への変更				
令和2年6月1日	評価の再実施				
令和8年1月5日	I-3. 個人番号の利用法令上の根拠	<p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲) 第1項・番号法別表第1に規定された事務</p> <p><番号法別表第1> 上覧16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの</p> <p><番号法別表第1> 上覧30: 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>以上の法令上の根拠より、滞納事務において個人番号を利用する。</p>	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年5月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	令和2年5月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	IV-8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	IV-8. 人手を介在させる作業判断の根拠	—	特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、特に人手が介在する局面においては複数人での確認を行のようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	従業者に対する教育・啓発	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	—	十分である	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正
令和8年1月5日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	特定個人情報を取り扱う職員に対し、特定個人情報の管理に関する研修を毎年行っており、リスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	標準化システム運用開始に伴う見直し作業による修正